

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（第 16 回）

日時：令和 7 年 3 月 31 日

議事次第

1 審議事項

- （１）令和 7 年度事業計画及び収支予算計画について
- （２）東京都との協定について
- （３）規程の改定について
 - ・ GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則
 - ・ GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会財務規程
 - ・ GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事業審査委員会設置要綱
 - ・ GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会業者等選定委員会設置要綱

2 報告事項

- （１）令和 7 年度専門部会長の選任について
- （２）レインボーライド 2025・マルチスポーツ受託者決定について

令和 7 年度 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会 事業計画書

(実施事業)

1 以下の事業を実施する。

(1) 臨海部

レインボーライド 2025 及びマルチスポーツ

(2) 多摩地域

THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025(自転車ロードレース)

(3) その他

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局運営

(業務内容)

2 各事業の実施計画・調達計画の策定

各対象事業の実施計画を策定又は策定準備するとともに、レインボーライド及び THE ROAD RACE TOKYO について必要となる調達物の種類や数量、価格等を把握するため、調達計画について作成又は作成準備する。

(臨海部事業)

3 レインボーライド 2025 及びマルチスポーツの運営・実施

運営マニュアル等に基づき、事業の管理、設営、運営、撤去等、事業実施に付帯する一切の業務を行う。

(多摩地域事業)

4 THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025 の運営・実施

運営マニュアル等に基づき、事業の管理、設営、運営、撤去等、事業実施に付帯する一切の業務を行う。

(共通事業)

5 各事業の広報の実施

(1) 開催前

WEB サイトの作成や各種広報媒体、SNS 等の活用により、事業概要周知、事業参加者及びボランティアの募集を行う。また、事業実施に必要となる交通規制等に関する広報を実施する。

(2) 開催当日

SNS アカウントからの情報発信、ライブ配信や、出演者による SNS 投稿により更に事業を盛り上げる仕組みを検討し実施する。

(3) 開催後

当日に撮影した写真・動画を編集した振り返りムービーの作成・配信、レポートの作成・配信等により、次の開催に期待を持たせるような仕組みを検討し実施する。

6 各事業の運営事務局運営

(1) 渉外業務

事業実施のために必要な関係機関(自治体、警察、道路管理者、消防等)との協議、協議のために必要な支援及び連絡、調整業務を行う。

(2) 関係官公署等への申請手続

施設、道路、鉄道等に関する利用申請等、事業実施のために必要な申請手続を行う。

(3) 会場・諸室の確保

事業の運営、実施、準備等に使用する会場や諸室の確保を行う。

(4) 出演者の選出及び調整

イベントの出演者や司会進行者、招待選手等を選出し、スケジュールや出演交渉等の調整を進める。

(5) コールセンターの設置・運営

運営事務局にコールセンターを設置し、各事業の内容等に係る一般の方等からの問合せに対して適切に対応する。

(事務局運営)

7 実行委員会事務局運営

(1) 事業の経理

会計管理等、事業の経理を行う。

(2) 事務局窓口の設置・運営

各種調整を行う際の事務局窓口を設置し、運営する。

(3) 実行委員会の開催、準備・運営補助

事業の意思決定機関として、2か月に1回程度、専門部会(臨海部・多摩地域)又は GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会を開催する。開催に当たり、関係者等との連絡調整や必要な資料の作成等についても行う。

(4) 調達に関わる評価の実施

実行委員会で作成した調達計画に記載の調達物の価格等が各事業を実施する上で適正かどうか等について、必要に応じて審査を実施する。

令和7年度GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会 収支予算書

収入の部 (単位: 千円)

科 目	予算額	備 考
東京都負担金	1,802,200	
事業収入	110,000	・参加料 70,000千円 ・協賛金 40,000千円
収入合計	1,912,200	

支出の部 (単位: 千円)

科 目	予算額	備 考
事業費等	1,912,200	・レインボーライド・マルチスポーツ 720,200千円 ・THE ROAD RACE TOKYO 1,190,000千円 ・実行委員会事務局経費 等 2,000千円
支出合計	1,912,200	

令和 7 年度 GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る協定書

東京都（以下「甲」という。）と GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとするとともに、東京の魅力を国内外に発信することを目的とし、様々なイベント等を GRAND CYCLE TOKYO として実施している。甲及び乙は、この取組を一層推し進め、東京におけるサイクルスポーツ文化を醸成し、「スポーツフィールド・東京」の実現へとつなげていくことを目的として、GRAND CYCLE TOKYO 事業（以下「本事業」という。）を相互に連携・協力して実施する。

（期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（事業の内容）

第 3 条 事業の内容については、別紙 1 「令和 7 年度 GRAND CYCLE TOKYO 事業 事業計画書」（以下「事業計画書」という。）のとおりとする。

（業務分担）

第 4 条 事業の実施における甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

（１）甲の業務分担

- ア 事業の企画、広報及び実施に当たっての指導、助言及び監督
- イ 広域的な広報に関すること。
- ウ 事業実施に係る経費の負担に関すること。
- エ 都庁内各局、国、関係自治体、関係機関、地元関係者、政策連携団体等との調整に関すること。
- オ その他甲が必要と認めること。

（２）乙の業務分担

- ア 事業の企画及び実施に関すること。
- イ 事業の広報に関すること。
- ウ 事業の経理に関すること。
- エ アからウに必要な調整に関すること。
- オ その他乙が必要と認めること。

（経費の負担）

第 5 条 事業に要する経費は、甲の分担業務に係るものを除き、甲の分担金をもって充てるこ

ととする。

- 2 甲の分担金の支出対象経費は、事業計画書及び別紙2「令和7年度 GRAND CYCLE TOKYO 事業 収支予算書」(以下「収支予算書」という。)に掲げるものに充てなければならない。ただし、甲が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 事業の実施における甲の分担金は、金 1,802,200,000 円を上限とし、別紙3「支出計画」に基づく乙の請求を受け、甲が乙に対して支出する。
- 4 甲は、前項の分担金について、概算で支払い、その都度の精算を省略することができるものとする。概算払をした負担金は、第9条の規定による確定額に基づき会計年度(地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の終了後、精算する。
- 5 事業の収支決算において、余剰金が生じたときは、その余剰金額を第3項に規定する額から控除した額をもって同項に規定する額とする。
- 6 事業の収支決算において、欠損金が生じたときは、乙の負担とするものとする。
- 7 乙は、収支予算書の内容を変更しようとする場合は、甲に事前協議するものとする。ただし、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

(分担金の減額)

第6条 甲は、前条第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、分担金を減額することができる。

- (1) 乙が、事業計画書記載の事業のうちの全部又は一部を実施しなかったとき。
- (2) 乙が、本協定に反して事務を処理したとき。

(経理)

第7条 事業の経理は、第5条に定める収支予算書に基づき、乙が行う。

- 2 乙は、公金取扱者を設置し、甲に届け出なければならない。
- 3 乙は、事業の経費と他の経費とを区分し処理する。
- 4 甲は、前項に定める事業の経費について、乙に対して随時帳簿等の閲覧を求めることができる。
- 5 乙は、帳簿その他関係書類を当該事業の属する甲の会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(報告)

第8条 乙は、事業終了後速やかに事業報告書、収支決算書その他甲が必要と認めた書類を甲に提出する。

(分担金の額の確定)

第 9 条 甲は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を精査し、適正と認めたときは、甲が支出すべき分担金の額を確定し、乙に対し通知する。

(精算)

第 10 条 乙は、前条の規定による額の確定書を受けたときは、精算書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から精算書の提出を受けた後、速やかに精算を行う。

(解除)

第 11 条 甲は、乙の事業執行上、甲の共催事業としてふさわしくない行為があったときは、本協定を解除することができる。

2 前項の規定に基づき、甲が本協定を解除したため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(分担金の返還)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて乙に分担金の一部又は全部の返還を命じる。

(1) 甲が第 6 条の規定により分担金を減額した場合において、既に乙にその額を超える分担金が支出されているとき。

(2) 甲が第 9 条の規定により分担金の額を確定した場合において、既に乙にその額を超える分担金が支出されているとき。

(3) 甲が前条第 1 項の規定により本協定を解除した場合において、既に乙に分担金が支出されているとき。

(違約加算金及び延滞金)

第 13 条 甲が前条第 1 号及び第 3 号の規定により乙に分担金の返還を命じた場合（ただし、前条第 1 号の規定による場合は、乙の責めによらず、かつ第 6 条第 1 号に該当した場合を除く。）においては、乙はその命令に係る分担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該分担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

2 甲が乙に対し、分担金の返還を命じた場合において、乙がこれを期日までに納付しなかったときは、乙は当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 14 条 甲が前条第 1 項の規定により乙に違約加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた分担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた分担金の額に充てるものとする。

2 甲が前条第 2 項の規定により乙に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた分担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(印刷物の承認)

第 15 条 乙は、甲の名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に印刷原稿を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 甲及び乙が、第 4 条に規定する分担業務により取得した個人情報（以下「取得個人情報」という。）は、各々が保有する個人情報とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する取得個人情報を、相互に共同して利用する場合、甲及び乙は、共同して利用する取得個人情報の項目、甲及び乙において共同利用する旨、共同利用する目的、及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）が知ることができるよう措置する。

3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行うものとする。

4 乙は、保有する取得個人情報について、関係法令等を遵守し、適切に管理する体制があることを疎明する資料として、個人情報安全管理水準届出（別記様式第 1 号）を甲に提出する。

5 本協定による業務を処理する上で、甲及び乙以外の第三者が個人情報を取得し保有する場合の取扱いについては、甲乙間で別途協議する。

6 甲又は乙の一方が、他方の保有する取得個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した取得個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該他方に文書で報告する。

7 甲及び乙は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

8 甲又は乙の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

(機密情報の取扱い)

第 17 条 乙は、事業実施に当たって収集した企業情報等の機密情報（以下「機密情報」という。）を第三者に漏えいしてはならない。

2 乙は、事業実施に当たって収集した機密情報について、善良なる管理者の注意義務をもつ

て厳重に管理し、保持する義務を負う。

- 3 乙は、事業実施に当たって収集した機密情報について、事業に必要最小限度の範囲の者に限り使用させることができるものとする。この場合、乙は機密情報に接する者に対し、乙と同様の機密保持義務を負わせるものとする。
- 4 乙は、第三者に分担業務を委託する場合、委託先及びその従業員に対し、乙と同様の機密保持義務を負わせ、管理しなければならない。

(著作権の取扱い)

- 第 18 条 乙が事業実施に伴い作成する制作物に係る著作権については、乙に帰属する。ただし、甲がその利用の権利を求める場合には、無償で利用する権利を甲に許諾するものとする。
- 2 前項に係る著作権は、第 11 条により協定の解除が行われた場合には、甲に譲渡されるものとする。
 - 3 前二項の規定については、乙が事業実施に伴い作成する制作物を乙以外の者に作成させる場合においても同様とする。

(事業の内容の変更又は中止に伴う協議)

- 第 19 条 公益上の理由その他本協定締結後に生じたやむを得ない事情により、甲又は乙が事業計画書に記載する事業の内容を変更し、又はその一部若しくは全部を中止しようとするときは、あらかじめ双方で協議の上、これを決定するものとする。
- 2 前項の場合において、事業を進めるために既に支出した経費の負担、変更又は中止に伴う損害賠償及び必要な事務処理についても、あらかじめ協議の上、決定するものとする。

(補則)

- 第 20 条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定締結の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
乙 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会
代表者 委員長 栗岡 祥一

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則

令和5年2月17日制定

4 生 推 国 第 240 号

改定 令和7年4月1日

(名称)

第1条 本会は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとするとともに、東京の魅力を国内外に発信することを目的とし、様々なイベント等を GRAND CYCLE TOKYO として実施している。

上記取組を一層推し進め、東京におけるサイクルスポーツ文化を醸成し、「スポーツフィールド・東京」の実現へと繋げていくため、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会を設置する。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 委 員
- (3) 監 事

2 委員長は、委員の中から互選により決定する。

3 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

2 委員長に事故等があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会議)

第9条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。

3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、別紙様式「委任状」により代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。

4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数の同意の上決定する。

6 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する委員会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。

8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(専門部会)

第10条 実行委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、実行委員会に付議すべき事項について審議し、決定する。
- 3 専門部会の設置に関して必要な事項は、別途定める。

(研修)

第11条 実行委員会は、外部講師を招いた研修や講演等を実施することができる。

(守秘義務)

第12条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならない、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第13条 実行委員会の議事内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長を置き、東京都スポーツ推進本部大会推進担当部長及び同局国際スポーツ事業部自転車活用推進担当課長をもって充てる。なお、事務局次長については2名以上を置くことを妨げない。
- 3 事務局長は、事務局業務を管理する。
- 4 事務局次長は、事務局長の職務を補佐する。
また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
- 5 事務局は、東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課に置く。
- 6 事務局及び職員に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(謝金の支払)

第15条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第9条第7項に定める者であって実行委員会に出席した者又は第9条3項に定める代理人に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、スポーツ推進本部各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。

- 2 事務局は、事務局からの依頼に応じて打合せ等に参加した委員及び監事に対し、参

加に要した交通実費を支払うことができる。なお、打合せが2時間を超えた場合には、前項に定める委員謝礼基準に準じ、交通実費に代えて謝金を支払うことができる。

- 3 事務局は、第11条に定める研修の講師を務める者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局の定める外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

第17条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 運営経費の取扱いに関しては、事務局長が別途定めるものとする。

(会計年度)

第18条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第19条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(補則)

第20条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 委員

[別表1]

組織名	役職等
公益財団法人 東京都スポーツ協会	理事長
公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会	会長
一般財団法人 東京マラソン財団	理事長
東京都	副知事
専門部会	部会長

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 監事

[別表2]

組織名	役職等
東京都	スポーツ推進本部スポーツ総合推進部企画調整課長

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 事務局長

[別表3-1]

組織名	役職等
東京都	スポーツ推進本部大会推進担当部長

事務局次長

[別表3-2]

組織名	役職等
東京都	スポーツ推進本部国際スポーツ事業部自転車活用推進担当課長

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会財務規程

制定 令和5年2月17日

改定 令和7年4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則第14条第6項の規定に基づき、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）における財務処理及び会計処理に必要な事項を定めることにより、能率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

(会計年度)

第2条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とし、その日を決定しがたい場合は、その原因となる事実を確認した日の属する会計年度とする。

(財務処理、会計処理の担当)

第3条 実行委員会の財務処理、会計処理はGRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が事務局長の下、行う。

2 委員長は、必要があるときは、事務局長より報告を徴し、又は調査することができる。

3 事務局長は事務局より報告を徴し、又は調査することができる。

(帳簿)

第4条 会計を適正に管理するため、次の帳簿を備えるものとする。

(1) 収入管理簿（別記第1号様式）

収入の詳細について整理・記録する。

(2) 支出管理簿（別記第2号様式）

支出の詳細について整理・記録する。

(3) 現金出納簿（別記第3号様式）

取り扱う現金及び預金について整理記録する。

2 前項に定めるもののほか、必要と認める補助簿を備えることができる。

(帳簿等の保存期間)

- 第5条 実行委員会は、前条で定める帳簿、その他証票書類、契約書等の財務・会計事務に関する書類を原則5年間保存するものとする。
- 2 保存期間を経過した書類で、事務局長がなお必要であると認めるものは、さらに年限を定めて保存することができる。
- 3 実行委員会の解散後も保存期間が残存する場合は、東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課が保存期間を引き継ぐものとする。

(出納の管理)

- 第6条 事務局長は、現金、預金の出納を承認するときは、実行委員会の事業計画及び収支予算に適合しているか確かめなければならない。
- 2 事務局長は、事務局業務の委託先における現金、預金の出納が、実行委員会の事業計画及び収支予算に適合しているかを管理しなければならない。
- 3 保管金は、業務上必要となる手許現金を除き、全て金融機関に預け入れるものとする。
- 4 実行委員会の金融機関口座の預金通帳、届出印、キャッシュカード等は、所定の金庫等に保管することを徹底し、紛失・盗難等の防止に努めなければならない。

(金融機関口座の名義人)

- 第7条 実行委員会の金融機関口座の名義人は事務局長とする。

(取引金融機関)

- 第8条 実行委員会が口座を設ける金融機関は、事務局長が決定する。

(請求の通知)

- 第9条 事務局長は、実行委員会の収入として徴収すべき金額が確定した場合、速やかに期限を決めて債務者に請求するものとする。請求は、原則として文書により行うものとするが、口頭等その他の方法で行うことを妨げない。

(収入)

- 第10条 収入金を受け入れようとするときは、これを事務局長が調査決定し、その上で納入者に対して請求書又は領収書を発行して収入する。
- 2 実行委員会への収入は、実行委員会名義の取引金融機関口座への送金による方法を原則とする。ただし、やむを得ない理由があると事務局長が認める場合又は収入金が少額である場合には、現金等による収入を行うことができる。

- 3 収入は、収入調定書（別記第4号様式）を作成し、必要と認められる資料を添付して調定する。ただし、現金受領後に調定を行うものに当たっては、収入額を証明する資料を添付して調定する。
- 4 性質上、請求書により難い収入については、口頭その他の方法により収入の通知をすることができる。
- 5 事務局長は、収入があった場合には、領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、実行委員会名義の取引金融機関口座への送金により収入した場合は、領収書の交付を省略することができる。

（支出）

- 第11条 実行委員会は、支出の原因となる債務が確定した場合は、当該支出に係る法令、請求書、契約書、その他証拠書類（以下「請求書等」という。）に基づき、債務額を債権者に支出しなければならない。ただし、やむを得ない理由で請求書等が徴しがたいと事務局長が認める場合、その他請求書等を徴する必要がないと事務局長が認める場合は、請求書等に代わると認められるものにより支出することができる。
- 2 事務局長が支出を承認する場合は、支出金額、債権者等の正誤及び支出の内容が法令又は契約等に違反がないかを確認しなければならない。
 - 3 前項の確認においては、支出前に事務局長の依頼する審査員等による審査を行うものとする。
 - 4 実行委員会は、原則として債権者の指定する金融機関口座への送金によって支出を行う。ただし、やむを得ない理由があると事務局長が認める場合、支出額が少額である場合には、現金等による支出を行うことができる。
 - 5 経費の支出は、支出決定書（別記第5号様式）を作成し、関係書類を添付し決定する。

（領収書）

- 第12条 実行委員会が支出する場合は、支出の相手方が発行する領収書を受け取らなければならない。ただし、相手方の金融機関口座への送金により支出する場合は、金融機関発行の振込明細等により領収書に代えることができる。
- 2 前項による領収書の徴求が困難な場合には、事務局長の支払い確認又はその他支払いの確認ができる書類によって領収書に代えることができる。

（契約主体）

- 第13条 実行委員会が締結する契約は、委員長名で行うものとする。

(契約の方法)

第14条 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

- (1) 企画提案方式や総合評価方式による方法
- (2) 競争入札による方式
- (3) 複数者から提出された見積書を検討する方法
- (4) 前3号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

3 第1項及び前項の決定に際しては、発注前に事務局長の依頼する審査員等による審査を行うものとする。

(特定者との契約)

第15条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、前条の定めによらず特定の1者と契約を締結することができる。

- (1) 知的財産権又は特殊技術等の関係により、契約の相手方が1者に限定されるとき
- (2) 緊急の必要により、前条の決定方法が行うことができないとき
- (3) 予定価格が50万円未満のとき
- (4) その他、特定の1者との契約がやむを得ないと事務局長が認めたとき

2 前項第1号、第2号及び第4号により特定の1者と契約を締結する場合、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第3号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

(契約書)

第16条 実行委員会は、契約の相手方を決定した場合、速やかに次の事項を記載した契約書又は請書、その他契約書に代わる文書を作成しなければならない。ただし、契約の性質、目的により該当のない事項については、その記載を要しない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限又は契約期間
- (4) 契約履行の場所

- (5) 契約金額の支払い又は受領の時期及び方法
- (6) 履行の遅滞、その他債務不履行の場合における損害賠償
- (7) 個人情報、機密情報の取扱い
- (8) その他契約内容に即して必要な事項

2 前項に規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が150万円未満の契約の場合
- (2) その他事務局長が契約書の作成の必要がないと認める場合

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は事務局長が求める場合を除き、請書その他これに準ずる書類を作成するものとする。

4 前項の規定において、「軽易なもの」とは次の各号の一に該当し、かつ現金による支払いが妥当と認められるものをいう。

- (1) 消耗品費
- (2) 通信費・運搬費
- (3) 会議費（会場使用料を除く。）
- (4) 旅費・交通費

（資金前渡）

第17条 次に掲げる経費については、必要な資金を前渡することができる。

- (1) 外国等遠隔地において支払う経費
- (2) 謝礼金その他これに類する経費
- (3) 官公署その他これに類する機関に対して支払う経費
- (4) 事業現場その他これに類する現場において直接支払を必要とする経費
- (5) 事務局において常時必要とする経費
- (6) 即時支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ若しくは借入れに要する経費
- (7) 職員に支払う旅費
- (8) その他事務局長が特に必要と認める経費

2 前項各号に掲げる資金は、その都度事務局長より経理事務担当者に前渡する。

3 前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる経費に係る資金で、常時必要とするもの及び一件の支払金額が5万円以下の物件の購入等に要する経費は、月ごとに30万円を限度として、必要な資金を前渡し、これを手元に保管することができる。

(前渡金の精算)

第18条 資金前渡を受けた者は、事務又は事業の完結後、速やかに証拠書類を付した前渡金支払精算書(別記第6号様式)を提出し、精算しなければならない。ただし、前条第3項の規定に基づき前渡を受けた資金については、その支払期間経過後5日以内に精算しなければならない。

2 前渡を受けた資金の精算残金は、直ちに返納しなければならない。ただし、前条第3項の規定による前渡金の精算残金については、翌月又は次回に繰越しをすることができる。

(概算払)

第19条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1) 官公署その他これに類する機関に対して支払う経費

(2) 旅費

(3) 負担金補助及交付金

(4) 概算払で支払をしなければ契約することが困難な委託に要する経費で、その委託先が公益法人等の信頼のおける団体であると事務局長が認めるものであって、概算払による資金の交付を受けても、当該委託に要する経費以外に流用することなく、適切な会計処理を行うことができるもの。

(5) その他事務局長が特に必要と認める経費

2 概算払を受けた者は、事務又は事業の完結後、精算残金を直ちに返納するとともに、速やかに証拠書類を付した概算払精算書(別記第6号様式に準ずる)を提出し、精算をしなければならない。

(前金払)

第20条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 官公署その他これに類する機関に対して支払う経費

(2) 負担金補助及交付金

(3) 前金で支払をしなければ契約することが困難な請負、買入れ又は借入れに要する経費

(4) その他事務局長が特に必要と認める経費

(検査)

第21条 事務局に検査員を置き、契約の履行状況等について必要な検査を行うものとする。

2 検査の手続・方法等については、「東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)」に準じるものとする。

(予算編成)

第22条 予算には、予定収入、予定支出の金額等を記載し、事業計画案とともに委員長が作成し、委員の過半数の承認を得なければならない。

(予算の執行)

第23条 委員長は、事務局長に命じ、事業計画に従って予算を執行するものとする。

(収支決算書の作成)

第24条 委員長は、会計年度終了後速やかに当該会計年度に係る収支決算書を作成し、監事の監査を得た上で、委員の過半数の承認を得なければならない。

2 会計年度終了前に実行委員会が解散する場合には、前項の承認を解散前の委員会で行うものとする。

(補則)

第25条 この規程に定めがあるもののほか、実務上必要な事項は、「東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）」、「東京都契約事務規則」、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年東京都条例第32号）」及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成18年規則第36号）」等に準じ、事務局長が定める。

附 則

この規程は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事業審査委員会設置要綱

令和5年2月17日

改定 令和7年4月 1日

(目 的)

第1条 東京都及び GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、GRAND CYCLE TOKYO に係る事業（以下「事業」という。）に係る協定に基づき事業を実施するに当たり、発注・支出の妥当性等の観点から必要に応じて指摘を行うこと等により、実行委員会の行う事業の適切な遂行に資する審査を行うことを目的として、本要綱に定めるところにより、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事業審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 本委員会は、別表に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(委員長)

第3条 本委員会に委員長を置き、別表に掲げる者とする。

2 委員長は本委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。

(招 集)

第4条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者を本委員会に参加させることができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務める。

(審 査)

第6条 本委員会では、実行委員会の契約発注前に次に掲げる事項について審査するものとし、これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて実行委員会に対して指摘、助言等を行う。

(1) 事業に係る経費の妥当性について

(2) 事業実施に係る発注方法の適正さについて

(3) 事業実施に係る契約行為の法的妥当性について

- (4) その他事業に関し必要なことについて
- 2 本委員会では、実行委員会の契約後支出前に次に掲げる事項について審査するものとし、これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて実行委員会に対して指摘、助言等を行う。
- 一 支出内容の適正さについて
- 3 審査に当たっては、別紙「GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事業審査委員会における審査について」に基づいて実施するものとする。

(関係者の出席)

第7条 本委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者又は専門的識見を持つ者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(審査結果の尊重)

第8条 事業審査委員会において審査し、指摘、助言等があった事項については、実行委員会はその結果を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、本委員会解散後であっても、本委員会等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(本委員会の運営に要する経費の負担)

第10条 実行委員会事務局は、本委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。

(事務局)

第11条 本委員会の事務局は GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局に置く。

附 則

この要綱は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

委員・ 委員長	【第 6 条第 1 項に規定する発注前審査】 TMI 総合法律事務所 北島隆次弁護士 【第 6 条第 2 項に規定する支出前審査】 高橋幸治税理士事務所 高橋幸治税理士
委員	東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課長
委員	東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部調整担当課長

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会業者等選定委員会設置要綱

制定 令和5年2月17日

改定 令和7年4月 1日

(目 的)

第1条 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な実行委員会運営に資するため、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 160 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関すること。
- (2) 一件予定価格 100 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関すること。
- (3) 一件予定価格 100 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関すること。
- (4) 一件予定価格 80 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関すること。
- (5) 企画提案方式及び総合評価方式を採用する契約に係る業者の選定に関すること。
- (6) 前各号を除き、一件予定価格 50 万円以上の特定業者の選定に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関すること。

(構 成)

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都スポーツ推進本部大会総合調整担当部長

委 員 同本部国際スポーツ事業部調整担当課長

同本部国際スポーツ事業部国際大会課課長代理（経理担当）

2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招 集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、スポーツ推進本部の設置する業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は令和5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

●GRAND CYCLE TOKYO実行委員会専門部会設置要綱

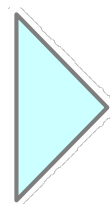
第2条第4項 専門部会に部会長を置き、部会長は委員の中から互選により決定する。

第6項 部会長の任期は、実行委員会の会計年度末までとする。ただし、再任されることを妨げない。

臨海部会

令和6年度

栗村 修



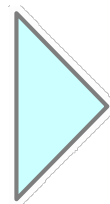
令和7年度

栗村 修

多摩部会

令和6年度

中村 賢二



令和7年度

中村 賢二

※敬称略

- 1 契約件名 レインボーライド2025・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託
- 2 入札方式 総合評価方式
- 3 技術審査 令和7年3月24日
- 4 開 札 令和7年3月25日

	(株) SPORTS Edge	(株) 日テレ アックスオン (株) ムラヤマ共同事業体
技術点	399.8点	410.3点
価格点 (価格(税抜))	9.6点 (541,200,000円)	4.9点 (549,890,000円)
合計	409.4点	415.2点

<選定理由>

技術審査委員会で以下の評価項目において、特に優れていると評価された(株)日テレ アックスオン、(株)ムラヤマ共同事業体が、価格点も加味した合計点で最も高い点数を得て、本件の落札者となった。

- レインボーライドでは、安全を確保するための走行管理や、待ち時間を減らす受付方法が提案された。
- レインボーライド参加者が自然とマルチスポーツに参加するような工夫が提案計画されており、レインボーライドとマルチスポーツとの連携が期待される。
- テレビ地上波を活用したイベントの生中継や、ターゲットを絞った海外PRにより、レインボーライドの国内外での更なる認知度向上が期待できる。